

施術管理者研修の申し込みについて

この申し込みにかかる設問及び決定のための優先度については、厚生労働省保険局医療課が作成した以下のQ & Aを参照してください。

【Q & A】

問1 なぜ、今回申し込み方法を変更したのか。

(答)

これまでの先着順では、ただちに施術管理者にならない方も応募していることから、研修が受けられないとの声がありました。

このため、一旦申し込みを受け付けた後に優先度が高い方を選定して受講者を決定し、通知する仕組みに改めたものです。

問2 優先度はどのようになっているのか。

(答)

現時点では以下の順で優先度を設定しています（今後、申し込み状況を見ながら優先度を変更する可能性もあります）。

- ①施術管理者研修導入時の特例対象者として、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を地方厚生（支）局へ提出し、受領委任の取扱いの登録または承諾をされている方
- ②施術所において受領委任の取扱いはまだ行っていないが、既に保健所に施術所開設届を提出している（例 施術管理者が自己都合で退職したために施術管理者が必要となった）。
- ③既に開業準備を行っている方
- ④それ以外の方

さらに、上記の②・③及び④においては、既に柔道整復師として1年以上の実務経験期間を有するか否かで優先度を設定しています。

問3 どのように受講者を決定するのか。

(答)

問2の答の優先度②において、開設年月日等の日付順を元に、各会場の受講者を決定させていただきます。

問2の答の優先度③において、不動産の売買契約締結年月日等の日付順を元に、各会場の受講者を決定させていただきます。

また、問2の答の優先度④において、コンピューターシステムによる抽選により、各会場の受講者を決定させていただきます。

なお、今回で受講が決定されなかった場合には、次回で再度の申し込みをしていただく必要があります。

※第一希望から第三希望の受講会場が定員のため、受講者として決定されなかった場合、次回での再度の申し込みをしていただく必要があります。

問4 申し込み結果については、どのようにお知らせされるのか。

(答)

予約申し込みをしていただく折りに、マイページをご用意させていただきます。

結果については、マイページでご確認いただくこととなります。

【個別のケース】

問5 施術管理者が自己都合で退職したため、施術所では自費診療で対応しているので、今回の申し込みについては、どこに該当するのか。

(答)

既に施術管理者がいないため、早急に施術管理者研修を受講する必要があることから、優先度②で申し込みして頂くこととなります。

【必要な書類】

- ・ 開設者又は法人の代表者が申し込む場合
→ 施術所開設届
- ・ 現在の施術所で業務に従事する施術者が申し込む場合
→ 施術管理者が自己都合で退職したことが確認出来る書類（例 開設届事項一部変更届及び離職証明書）及び施術所開設届
- ・ その施術所に新たに勤務する者が申し込む場合
→ 施術管理者が自己都合で退職したことが確認出来る書類（例 開設届事項一部変更届及び離職証明書）及び新たに雇用する者の雇用関係が分かる書類

問6 施術管理者が退職予定であるので、今回の申し込みについては、どこに該当するのか。

(答)

施術管理者の退職を確認することが困難であることから、優先度④で申し込みして頂くこととなります。なお、優先度の見直しについては、今後、実施状況を見ながら検討することとしています。

問7 不動産売買契約をしていないと、優先度③で、今回の申し込みができないのか。

(答)

準備いただく書類として、開業準備が分かる書類が必要であるため(必ずしも不動産売買契約をしていなくとも差し支えない)、①不動産売買契約書の写し、②不動産賃貸契約書の写し、③構造設備や施術に用いる器具及び手指などの消毒設備の領収書の写しなど開業準備が分かる書類が一つでもあれば優先度③で申し込むことができます。

なお、複数の方が、同一の不動産売買契約書の写し等を流用するようなことは不可とさせていただきます。

問8 実務経験期間証明書(平成30年1月16日付保発0116第2号別紙様式1)を示してもらいたい。

(答)

以下のリンク先で確認できます。

【厚生労働省のホームページ】

○実務経験期間証明書

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/171227-02-01.pdf>

※よくある質問につき、以下の(参考)をご確認願います。

(参考) 平成30年5月24日付厚生労働省医療課事務連絡 抜粋

【証明関係】

(問5)

以前に務めていた施術所で自身が施術管理者であった実務経験の期間は、誰が証明するのか。

(答)

自身が施術管理者であった登録施術所が現存している場合は、現在の開設者又は施術管理者が証明することとなり、登録施術所が廃止となっている場合は、開設者であった者又は自分自身となる。

なお、いずれの場合であっても、当該施術所での雇用契約の期間を確認したうえで、証明することとなる。

(問6)

勤務していた施術所が閉鎖され、管理者（開設者及び施術管理者）の実務経験期間証明書の交付を受けられない場合の証明はどうなるのか。
・実務経験の証明は、公的機関等の発行する書類が必要となるのか。

(答)

実務経験証明書は、受領委任を取扱う施術所における雇用契約期間について、施術所の管理者（開設者又は施術管理者）が証明する。

登録施術所の廃止などにより、管理者（開設者又は施術管理者）の実務経験期間の証明が不可能な場合、「氏名、生年月日、従事期間」欄を記入した実務経験期間証明書に加え、公的機関が発行する書類（例えば、雇用保険における離職票）や当該施術所からの給与の支払が確認できる書類など、第三者による雇用契約関係の事実を証明する書類の添付が必要である。

【実務経験関係】

(問11)

勤務柔道整復師として登録されていたが、正式雇用ではない場合の取扱いについて施術所でのアルバイト期間でもいいのか。

(答)

登録施術所の管理者（開設者又は施術管理者）が雇用契約期間を確認したうえで「実務経験期間証明書」に証明するものであり、証明において雇用形態（常勤、非常勤、パート、アルバイト）や勤務時間は問わない。

なお、雇用契約内容が、他の常勤の勤務柔道整復師の勤務時間の3分の2未満であるなど、いわゆる短時間労働者であった場合でも雇用契約期間として認められるものであれば実務経験期間証明書の作成は可能である。

【平成30年5月24日付厚生労働省医療課事務連絡】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180524-03-01.pdf>

※エントリーフォームにおける現在の状況入力に関する設問及び決定の優先度につき、Q & A 以外でご質問があれば、厚生労働省保険局医療課にお問い合わせください。

TEL : 03-5253-1111 (内 3276)

※入力方法の問い合わせは公益財団法人柔道研修試験財団（当ホームページ記載連絡先）にお問い合わせください。